

質 問 回 答

2024年 6月 10日

「(案件名) フィリピン国コメのポストハーベスト対応に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)」
(公示日:2024年 5月 29日/調達管理番号:24a00265)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P1 第1章 企画競争の手続き 1. 競争に付する事項 (4) 契約履行期間 (予定)	2024年8月~2025年2月とありますが、8月1日~2月28日と考えてよろしいでしょうか。	選定プロセスの進捗状況によりますが、現時点では2024年8月9日~2025年2月7日(約6カ月間)を予定しております。
2	P10 第2章 特記仕様書案 第3条 調査方針および留意事項 (1) 調査方針 第3段落3行目	「ポストハーベスト段階の情報収集の過程で、生産段階の重要課題が特定された場合には、同重要課題の情報収集も行う。」とありますが、業務量の目途である約10.0人月には生産段階の重要課題に係る情報収集の人月は含まれず、生産段階の重要課題が特定された場合は契約変更にて人月等の増加を行い、追加で調査するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、生産段階の重要課題が特定された場合には、発注者と相談の上、契約内容の変更を行い、同課題に係る調査を実施する流れとなります。
3	P10 第2章 特記仕様書案 第3条 調査方針および留意事項 (2) 留意事項	ミンダナオ地域が調査対象となっております。確認できた中で最新の『ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き』において、「コンサルタントはTravel Security Advisoryに基づき、コンサルタント自らが警護の帯同等、必要な安全対策措置を講じる。」	ご指摘のとおり、受注者のミンダナオ地域での活動に係る安全対策経費の位置づけが記載されていなかったため、「4. 見積書作成にかかる留意事項 (2) 上限額について」に定額計上として安全対策経費(一般業務費に含む)を下記のとおり追記します。

		<p>と、安全対策をとることとなっています。また、『経理処理ガイドライン』（2024年4月追記版）P23において、安全対策関連費用は「必要な経費を定額計上します。」とあります。</p> <p>企画競争説明書には当該費用に係る記載がありませんため、受注者（邦人）のミンダナオでの活動に係る安全対策費（定額：上限金額に含まず）につきお教えいただけないでしょうか。</p>	<p>なお、安全対策は最新の「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」に沿って、渡航前に取得される Travel Security Advisory (TSA) に基づく対応とし、同経費も TSA をもとに確定します。</p> <p>定額計上分 350,000 円（税抜）</p>
4	同上	<p>ミンダナオ地域が調査対象となっております。確認できた中で最新の『ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き』において、「フィリピンの団体・個人であっても原則的には本紙に従い、安全対策措置を講じることとする。」とあります。これは日本人専門家と同様の安全対策を取ることが求められていると判断されることから、その費用についても受注者（邦人）と同様の扱いになると考えます。質問2と同様、企画競争説明書には当該費用に係る記載がありませんため、遠隔で実施する「紛争影響国・地域」での活動に係る安全対策費（定額：上限金額に含まず）につきお教えいただけないでしょうか。</p>	同上
5	P11 第2章 特記仕様書案 第3条 調査方針および留意事項	<p>ドラフトファイナルレポートの提出後に本邦企業との意見交換の場を設けることとなっており、受注者に求められる役割は「調整業務、会議への参加」とあります。調整とは</p>	<p>本邦企業との意見交換に向けて、受注者の役割として、アジェンダの調整、また同協議に参加の上、調査結果の説明を行って頂くことを想定しています。</p>

	<p>(2) 留意事項 最終段落</p>	<p>どのような役割となりますでしょうか。また、「参加」とありますため、貴機構による開催（会場確保、参加者への招待状準備・発出等や、それらに係る費用拠出は貴機構担当）との理解でよろしいでしょうか。本意見交換の場における貴機構と受注者の役割分担、上限額に含まれている費用についてお教えいただけないでしょうか。</p>	<p>なお、ご認識のとおり、会場確保、参加者への招待状準備・発出や、それらに係る費用拠出は発注者が担当します。</p>
6	<p>P12 第2章 特記仕様書案 第4条 調査の内容 (2) 案件形成に向けた情報収集 3) 技術協力に向けて 最下行</p>	<p>「農業機械から収集されるデータ生産性向上、防災等の強靱化（必要に応じて民間セクターと協業を想定。）」とありますが、どのような情報の収集・整理を想定されているかお教えいただけないでしょうか。なお、文章の一部が欠落もしくは2つの文章が一つにまとまっているのではと推察されます。</p>	<p>正しくは「農業機械から収集されるデータ解析・活用による、生産性向上、防災等の強靱化等に係る比国方針（必要に応じて民間セクターと協業を想定。）」となります。</p> <p>具体的には、比国では ICT 技術を搭載した農機の使用により、様々なデータの取得が行われていると聞いていますが、収集されたデータの活用に課題があると認識しています。本調査において、データ収集・解析・活用の各段階における課題を特定し、JICA が貢献できる可能性について検討したいと考えています。</p>
7	<p>P17 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (5) 対象国の便宜供与</p>	<p>カウンターパートが配置されることになっていますが、どの機関となりますでしょうか。PhilMech でしょうか。</p>	<p>以下の機関を想定しております。</p> <p>Department of Agriculture, Undersecretary for Special Concerns and for Official Development Assistance (ODA) Foreign Aid/Grants</p>

<p>8</p>	<p>P11 第2章 特記仕様書案 ①「第3条 調査方針および留意事項 (2) 留意事項」 及び ②「第4条 調査の内容」</p>	<p>①に「本調査では、より質の高い情報収集を行うことを目的に、ドラフトファイナルレポートの提出後、本邦企業との意見交換の場を設け、具体的にはコンサルタントがドラフトファイナルレポートの骨子を説明し、同レポートに対する意見交換を行う。本邦企業から提示されたコメントや意見を踏まえ、ファイルレポートへの反映を検討する。なお、コンサルタントは同機会を設定するための調整業務を行い、同協議に参加する」とありますが、②に該当する記載が見当たりません。②に追記をお願いします。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、「第4条 調査の内容」に以下文言を追記します。</p> <p>【追記事項】 (3) 本邦企業との意見交換の実施 ドラフトファイナルレポートの提出後に発注者が設定・開催する本邦企業との意見交換の場について、アジェンダの調整を行うとともに、同協議に参加し調査結果に係る説明を行う。</p>
<p>9</p>	<p>P11~12 第2章 特記仕様書案 第4条 調査の内容 ①「(1) 農業分野に係る情報収集および課題分析 1) 昨今の農業分野における重要課題、問題点等の整理」及び ②「(2) 案件形成に向けた情報収集 3) 技術協力に向けて」</p>	<p>①には「生産・ポストハーベストに係る機械・施設（トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糶摺り機、精米機、貯蔵庫、色彩選別機等）の国全体および地域別普及状況」とある一方、②には「ポストハーベストに係る機械・施設（乾燥機、糶摺り機、精米機、貯蔵庫、色彩選別機等）を導入した場合に考え得る農作業手順の変化、必要技術、運用方法等」とあります。②の「農作業手順の変化」は生産段階に係る事項であるため、①にあるトラクター、田植機、コンバイン等の農業機械が関与すると考えられますが、②からそれらが除かれたことに何か理由があるのでしょうか？</p>	<p>①は生産に係る機械・施設も含めてフィリピンのコメ生産に係る重要課題・問題点等の整理を想定しているのに対して、②はポストハーベスト分野の案件形成に向けた情報収集であるため、生産に係る機械・施設の導入は前提としていないためです。「農作業手順の変化」は生産段階に係る事項であるのはご認識のとおりですので、ポストハーベストに係る機械・施設が導入された場合に考え得る農作業手順の変化は調査内容に含めて頂くようお願いします。</p>

10	P12 第2章 特記仕様書案 第4条 調査の内容 (2) 案件形成に向けた情報収集 3) 技術協力に向けて	「農業機械から収集されるデータ生産性向上、防災等の強靱化（必要に応じて民間セクターと協業を想定）」とは具体的に何を指すのでしょうか。	6で回答。
11	p17 (5) 対象国の便宜供与	「便宜供与内容」にカウンターパートの配置が「有」になっていますが、配置される政府機関等をご教示頂けますと幸いです。	7で回答。

以上